

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名   | 園芸畜産課 | 整理番号 | 1-35 |
|-----------------------|--|-------|------|------|
| 処分の種類                 | 受益者への補償金額負担命令  |       |      |      |
| 根拠法令条例等・条項            | 漁業法第36条第4項で準用する第39条第13項  |       |      |      |
| 処分の概要                 | 漁業権者が漁業権行使停止中に認められた漁業について、公益上の必要による許可の変更、取消、行使の停止がなされたときに、変更、取消、行使の停止によって利益を受ける者があるときは、報償金額を負担させることができる。   |       |      |      |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法39条<br/>(公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止)<br/>第三十九条 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。<br/>6 都道府県は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。<br/>13 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県は、その者に対し、第六項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。</p> |       |      |      |
| 基準の制定根拠               | —  |       |      |      |